

住民監査請求
監査結果報告書

令和元年7月31日

富田林市監査委員

富田林市職員措置請求に係る監査結果

(令和元年5月27日付け請求分)

選挙運動用ポスター・ビラに係る住民監査請求

目 次

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	措置請求書の提出	P 1
3	請求の要旨	P 1
4	事実証明書について	P 2
5	請求の受理	P 2
第2	暫定的な停止勧告についての判断とその後の監査の実施	P 3
1	暫定的な停止勧告について	P 3
2	本件支出後の監査の実施	P 4
第3	監査の結果	P 5
1	監査対象部局より事実関係の確認及び意見聴取	P 5
2	印刷者から聴取した陳述	P 9
3	現市議会議員から聴取した陳述	P 9
4	印刷者からの書面による陳述	P 10
5	結論	P 11

第1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

1 請求人

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○○

2 富田林市職員措置請求書の提出

令和元年5月27日

3 請求の要旨

請求人から提出の住民監査請求書及び資料（以下、本件請求書及び資料を合わせて「本件請求書等」という。）によると、主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

- (1) 選挙管理委員会は、そのウェブサイトで、「公平・公正な公職の選挙を管理執行するため」設置されていると明記している。本年4月執行された市長と市議会議員選挙において、疑義があり、「初当選された一部議員の居住実態、立候補届の住所が生活の本拠地であるかどうか解明」することと、掲示されたポスターの印刷者が、「すでに廃業している」との声もあり、選挙管理委員会に、不正行為の有無や、真相解明を求める請願書を提出していた。
- (2) 市議会議員の選挙における候補者○○○○氏（現市議会議員。以下「○○氏」という。）の選挙運動用ポスターとビラには、「印刷者 ○○○○ ○ 住所○○○○○○○○」（以下「印刷業者」という。）と書かれている。ポスター、ビラの印刷費については公費請求が行われた。この印刷業者が「廃業している」との声が事実なら、虚偽の申請、または「名義貸し」「トンネル会社」など疑問がある（公職選挙法第144条、刑法第246条）。
- (3) 他市の選挙管理委員会ウェブサイトには、「悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません（刑法第230条第1項、第231条）」「候補者に関し虚偽の事項を公表してはいけません（公職選挙法第235条第2項）」などの注意が示されている。
- (4) ○○氏のポスター、ビラの内容について、本市の選挙管理委員会は上記のような法令事項を検討することなく、富田林市の議会議員及び長の選

挙における選挙運動の公費負担に関する条例(以下「本件条例」という。)第8条及び同条例第11条に基づく選挙運動用ビラ及びポスターの作成にかかる公費支出の手続きを進めている。「公平・公正な公職の選挙を管理執行するため」設置されている選挙管理委員会なのに、権限がないという選挙管理委員会の事務手続きを凍結して、市への損害発生を防ぐことを求める。

- (5) また、かかる公費支出の手続きがなされた場合、富田林市長及び本市の選挙管理委員会に対し、不法行為によるビラ、ポスターの経費について、市の財務会計上の損害を与えたのであるから、市に返還するよう措置を求める。

4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

- 1 甲第1号証 「不正行為の有無や真相解明を求める請願書について(回答)」
- 2 甲第2号証 「選挙運動用ポスター作成契約書(ポスター)」
- 3 甲第3号証 「請求書(ポスターの作成)」
- 4 甲第4号証 「選挙運動用ポスター」
- 5 甲第5号証 「選挙運動用ビラ作成契約書(ビラ)」
- 6 甲第6号証 「請求書(ビラ)」
- 7 甲第7号証 「選挙運動用ビラ」

上記の資料は各1通で、事実証明書の内容は省略

5 請求の受理

(1) 請求人の資格について

地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定において住民監査請求を行なうことが出来る請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。

本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

(2) 請求の対象職員等

法第242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は富田林市長及び富田林市選挙管理委員会に対し措置を請求している。

(3) 請求期間について

令和元年5月16日に支払手続きが開始されたので、行為から1年以内の請求である。

(4) 要件審査及び請求の受理

以上により、本件請求は法第242条の要件を具備しているものと認め、令和元年5月29日にこれを受理した。

(5) 受理に関する争点について

〇〇氏は、本件請求が、住民全体の利益の為に公益の代表者として地方公共団体の財務会計行為の適正を期すために提起されたものではないから受理すべきではないと主張する。

しかし、請求人は、〇〇氏にかかるビラ、ポスターの印刷業者が「すでに廃業している」との声もあることから虚偽の申請等の疑問があること、また、ビラ、ポスターの内容が公職選挙法の規定等に照らし違法であり、不法行為によるビラ、ポスターの経費を公費から支出することの違法、不当性を問うているものであることからすれば、本件請求を受理しない理由は見当たらないというべきである。

第2 暫定的な停止勧告についての判断とその後の監査の実施

1 暫定的な停止勧告について

(1) 手続き

本件請求書等は令和元年5月27日に提出された。

監査委員が、選挙管理委員会に、本件請求にかかる公金支出がいつ行われるかを確認したところ、翌日同月28日であることが判明した。

請求人は、請求の要旨(4)にあるとおり、本件請求にかかる公金支出の事務手続きを凍結して、市への損害発生を防ぐことを求めている。

そこで、直ちに本件請求にかかる公金支出について検討するとともに、請求人から第1の5に列挙以外の事実証明書の提出を待ったが、期限までに追加資料の提出はなされなかった。

(2) 判断

法第242条第3項の暫定的停止勧告は、「当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生じる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行

為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるとき」は、理由を付して監査の手続きが完了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる」とされている。

しかし、選挙管理委員会に口頭確認したところ、請求人の請願書の提出を受けて令和元年5月13日に印刷業者に対して任意により聞取りを実施したところ、後述するように（第3の1（2）ア、イ）、業務を行っている旨の回答を得たとのことであった。

また、富田林市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例には、ビラ、ポスターの内容にかかる制限規定が定められていない一方、公職選挙法第205条第1項にいわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反することがあるとき」とは主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものであり（最高裁昭和27年12月4日第一小法廷判決民集6巻11号103頁、同昭和31年10月5日第二小法廷判決裁判集民事23巻413頁参照）、公職選挙法の規定上ポスターの記載内容について市選管がその当否を審査し、その取消し又は修正を命ずるなどは認められない趣旨であると解されている（最高裁昭和51年9月30日第一小法廷判決民集30巻8号838頁）との選挙管理委員会の説明には理由があるとみえることからすると、当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があるとはいえない。

よって、監査委員は、本件公金の支出にかかる暫定的な停止勧告を富田林市長に対して行わなかった。

2 本件支出後の監査の実施

（1）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、陳述の機会を与えたところ、希望されないとの申出があった。そのため、新たな証拠の提出と請求の趣旨を補充する陳述はなかった。

（2）監査対象事項

平成31年4月21日富田林市議会議員一般選挙用ポスター、ビラに係る公金支出に該当されるため、違法・不当な公金の支出にあたるのかについて監査の対象とした。

(3) 監査対象部局

選挙管理委員会事務局を監査対象とし、令和元年 5 月 31 日付けで意見書の提出を求めたところ、同年 6 月 6 日付けで提出がなされた。

(4) 関係人より聴聞の実施

後述のとおり、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、同年 6 月 17 日に本件公金支出先である印刷者より、また、同月 25 日に本件公金支出にかかる〇〇氏より、それぞれ聴聞を実施した。

第 3 監査の結果

1 監査対象部局より以下のとおり事実関係を確認し、意見を聴取した。

(1) はじめに

選挙管理委員会は、公職の選挙に関する事務や、これに関係のある事務を管理するため、法により設置を義務付けられている行政委員会で、当該地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及び直接請求に関する事務、地方自治特別法に係る投票に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務等を行うものとされている。

(2) 請求人の主張とこれに対する選挙管理委員会の意見

ア・請求人の主張

選挙管理委員会は、そのウェブサイトで「公平・公正な公職の選挙を管理執行するため」設置されていると明記されている。先月に執行された市長と市議員選挙において、疑義があり、「初当選された一部議員の居住実態、立候補届出の住所が生活の本拠地であるかどうか解明」することと、掲示されたポスターの印刷者が、「すでに廃業している」との声もあり、選挙管理委員会に、不正行為の有無や、真相解明を求める請願書を提出していた。

・選挙管理委員会の意見

上記にある請願書は、本件請求書の添付書類の通り、令和元年 5 月 9 日付で当選挙管理委員会へ提出されたもので、それに対し、令和元年 5 月 17 日に請願者である本件請求人に回答している。

その内容は、議員の生活実態及び生活の本拠については、法第 127 条第 1 項に規定される失職及び資格決定にかかわる事項であり、同法同条同項

で議会がこれを決定すると規定されており、平成 31 年 4 月 21 日執行の本市議会議員一般選挙において当選の効力に関し異議の申出が無かったため、議会の権限であると回答したものである。また、「すでに廃業している」と言及されたポスターの印刷者については、廃業しているかの確認及び本市の支払相手方として、業とする者であるかの確認を令和元年 5 月 13 日現地にて任意により聞取りを実施し、印刷を業としている旨の証言を得たものである。

イ・請求人の主張

〇〇氏の選挙運動用ポスターとビラには、「印刷者 〇〇〇〇〇 住所〇〇〇〇〇〇」と書かれている。ポスター、ビラの印刷費については公費請求が行われた。印刷業者が「廃業している」との声が事実なら、虚偽の申請、または「名義貸し」「トンネル会社」など疑問がある。（公職選挙法第 144 条、刑法第 246 条）

・選挙管理委員会の意見

上記疑問について、富田林市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条には、当該ポスターの作成を業とする者に対し公費を支払うと規定されている。同条例第 10 条には、候補者がポスターの作成を業とする者との間において有償契約を締結し、委員会に報告することを義務付けており、委員会が調査権を有する規定は存在しない。ところが、令和元年 5 月 22 日に当該請求人等の上記申出を受けて、あらためて令和元年 5 月 23 日に印刷者に対して任意により聞取りを実施したところ、複数の工程を要するポスター等の印刷は、大手企業以外はほぼ分業化されており、当該印刷者はデザイン及び版下作成を主な業務としているが、当該ポスター及びビラについては版下の確認、修正を行っており、デザイン及び印刷所にはそれぞれ費用を分配するとの回答であった。

ウ・請求人の主張

他市の選挙管理委員会ウェブサイトには、「悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません（刑法第 230 条第 1 項、第 231 条）」「候補者に関し虚偽の事項を公表してはいけません（公職選挙法第 235 条第 2 項）」などの注意が示されている。

・選挙管理委員会の意見

本市においては、富田林市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例第5条第2項に「候補者は、その責任を自覚し、第1項の掲載文には他人を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を掲載してはならない。」と規定しているが、ポスター及びビラについて同様の規定はない。その中で、当該ポスター及びビラの内容が判明した時点で、本市法規担当課を通じて顧問弁護士に対し法律相談を行い、大阪府選挙管理委員会において対応を相談、また大阪府警本部に対しても照会を実施したが、いずれも公職選挙法においてポスター、ビラの内容について選挙管理委員会が言及することはできないとの回答であった。なお、昭和51年9月30日最高裁判決（昭和51年（行ツ）第49号）では「同法は、選挙における候補者の政見その他の主張に係るポスターの記載内容について選挙管理委員会がその当否を審査し、その取消し又は修正を命ずることなどのことは、選挙管理委員会が候補者の政見その他の主張そのものに介入、干渉することになり、ひいては選挙の自由公正を害するものであるとして、これを認めない趣旨であると解される」（裁判所ウェブサイトより）と判旨されている。

エ・請求人の主張

〇〇氏のポスター、ビラの内容について、本市の選挙管理委員会は上記のような法令事項を検討することなく、公費支出の手続きを進めている。「公平、公正な公職の選挙を管理執行するため」設置されている選挙管理委員会なのに、権限がないという選挙管理委員会の事務手続きを凍結して、市への損害発生を防ぐことを求める。

・選挙管理委員会の意見

公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として種々の選挙公営制度が設けられている。

本市における選挙運動に関する公費負担については、富田林市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例において、手続等の必要な事項が定められている。ビラ作成の公費負担については、同条例第6条、第7条及び第8条に規定されており、ポスターの公費負担については、同条例第9条、第10条及び第11条に規定されている。これらの規定に基づき、ポスターについては、ポスター作成業者から提出された請求書、請求書に添付されたポスター作成証明書、ポスター作成枚数確認書、

当委員会に対し候補者から提出されたポスター作成契約届出書、候補者とポスター作成業者との間で締結された有償契約書の写しを確認し、ビラについては、ビラ作成業者から提出された請求書、請求書に添付されたビラ作成証明書、ビラ作成枚数確認書、当委員会に対し候補者から提出されたビラ作成契約届出書、候補者とビラ作成業者との間で締結された有償契約書の写しを確認するほか、当該候補者の選挙運動費用収支報告書との照合をしたうえ、支払を行ったものである。

なお、「ポスターの作成を業とするもの」の確認を含め、公営の手續が適正かどうかについては、候補者から提出された必要書類の書面審査で判断すればよいものと解したものである。

これは、平成 14 年 1 月 23 日名古屋高等裁判所判決（平成 14 年 7 月 19 日最高裁判所棄却により確定）において、「一般的にポスター作成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数によって異なることが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポスター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであり、地方公共団体としては、一定の負担限度額をさだめておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続きは、短期間内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、これによれば、前記各法令は、愛知県が候補者から提出された必要事項を審査し、その内容に格段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について照査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である」と判示されていることから明らかなと考える。

（ 3 ）選挙管理委員会から提出された事実証明書

- 1 乙第 1 号証 「昭和 51 年 9 月 30 日最高裁判決（昭和 51 年（行ツ第 49 号）」
- 2 乙第 2 号証 「富田林市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」
- 3 乙第 3 号証 「富田林市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程」
- 4 乙第 4 号証 平成 31 年 4 月 21 日執行 富田林市議会議員一般選挙及び富田林市長選挙「公営制度のしおり（公費負担）」富田林市選挙管理委員会より
10 頁「3 選挙運動用ポスターの作成」

- 1 1 頁「選挙運動用ポスター作成のながれ」
 - 1 2 頁「選挙運動用ビラの作成」
 - 1 3 頁「選挙運動用ビラ作成のながれ」
 - 4 2 頁「選挙運動用ポスター作成契約書《様式 2 0》」
 - 4 6 頁「請求書（ポスターの作成）《様式 2 4》」
 - 4 9 頁「選挙運動用ビラ作成契約書《様式 2 6》」
 - 5 3 頁「請求書（ビラの作成）《様式 3 0》」
- 5 乙第 5 号証 平成 31 年 4 月 21 日執行富田林市長・富田林市議会議員各候補者全員の
- ・選挙運動用ポスター作成契約書（様式 2 0）
 - ・請求書（ポスターの作成）（様式 2 4）
 - ・選挙運動用ビラ作成契約書（様式 2 6）
 - ・請求書（ビラの作成）（様式 3 0）
- 乙第 4 号証、乙第 5 号証は各 1 通で、事実証明書の内容は省略

2 印刷者から聴取した陳述内容は以下のとおりである。

印刷者は、〇〇氏との間で当該ポスター及びビラの作成の契約を交わしたと述べた。なお、契約書の作成にあたっては、〇〇氏と同席し、氏名欄、本文中の金額その他の手書き部分及び捺印はすべて〇〇氏に代筆・代印してもらったと述べた。そして、複数の印刷工程で版下の確認と修正を担当し、かかる費用については富田林市選挙管理委員会に請求した。費用を受取後、振り込まれた金額を引き出してきてデザイン及び印刷所に各費用を立て替えて支払った〇〇氏へ支払い、その内から自分としては迷惑料という意味合いでもある報酬（チェック料）を受け取ったと述べた。

また、印刷者は、40 年間印刷業界の仕事、主にパンフレットやチラシの製作をやってきたこと、富田林に印刷業の組合ができ加入していたが収入にならないので最近脱退したこと、今も市役所の封筒等を他の業者から版下を請け負ってやっていること等を述べた。

3 〇〇氏から聴取した陳述内容及び提出を受けた事実証明は以下のとおりである。

(1) 陳述内容

〇〇氏は、当該ポスター及びビラの作成の契約を印刷者と交わし、あらかじめお願いしたデザインを印刷者へ版下データを送り、修正後に印刷専門業者へ依頼した。ポスター及びビラの完成品について、なるべく早

く納品を希望したので、印刷専門業者から直接〇〇氏の事務所へ送るよう段取りした。完成品は代金引換郵便で受け取ったので、富田林市選挙管理委員会より印刷者に費用の納入があった連絡を受けた後、立替え払い分の全額を精算してもらったとのことであった。

(2) 〇〇氏提出の事実証明について

- 1 「75,968 円の領収書」(選挙運動のために使用するポスター及びビラ代の立替分)
 - 2 「¥42,880」「¥7,980」の送り状兼代引金額領収書(印刷製本代金)
 - 3 近畿大阪銀行発行 ¥25,000(手数料¥108)の「キャッシュサービスご利用明細」(デザイン料)
 - 4 2019年5月9日付け「不正行為有無の解明を求める要望書」
 - 5 富監第27号 令和元年5月29日付け「住民監査請求について(通知)」
 - 6 2019年6月17日付け「市会議員のみなさんへ」
 - 7 2019年5月3日発行 名刺デザイン代¥2,000「領収書」
 - 8 2019年5月3日発行 株式会社プリントパック¥1,800「領収書」
 - 9 地方自治法概説(第5版)宇賀克也/著者 有斐閣2004年11月30日初版より抜粋 290頁「第7章 住民の権利義務」
- 上記の資料は各1通で、事実証明書の内容は省略

4 印刷者からの令和元年7月11日付けで書面による陳述書(以下「追加陳述書」という。)の提出

追加陳述書の内容は、以下のとおりである。

先日、〇〇氏から、監査委員が「金銭の流れに、印刷者との供述に矛盾がある」と言っていたと聞きました。

〇〇氏から監査委員にした説明を聞かせてもらいましたが、私の認識と違うところは何もありませんでした。

今回のような質問を受ける事は初めての経験ですし、私の説明の仕方も悪かったかも知れませんが、言葉の捉え方で、間違っただけかと思えますので、改めてお金の流れについて、事実をお伝えします。

令和元年5月28日、富田林市から224,640円の入金があり、その内224,000円を引き出しました。

同年5月30日、〇〇氏の自宅へ立て替え費用分の75,968円を届けました。(お金の流れで言うと、80,000円を手渡し、4,032円をお釣りととして頂きました。)

5 結論

(1) 印刷費用を請求した者が現に印刷業を営んでいないのではないかとの点について

印刷者の陳述内容、選挙管理委員会から提出された今回の統一地方選における各議員、長候補者からの選挙運動用のビラ、ポスターにかかる公費負担請求書等によれば、以下の点が認められ、これを疑う請求者の主張を根拠づける資料は見当たらない。

すなわち、本件公金支出請求をした印刷者は、40年間印刷業界の仕事、主にパンフレットやチラシの製作をやってきたこと、富田林に印刷業の組合ができ加入していたが収入にならないので最近脱退したこと、現在も市役所の封筒等を他の業者から版下を請け負ってやっていること、今回の統一地方選における長候補者の選挙運動用のビラ、ポスターにかかる公金負担請求をしていること、〇〇氏から名刺印刷の業務を請け負っていることが認められる。

以上からすると、印刷費用を請求した者が、「すでに廃業している」ということはできないのであって、現に印刷業を営んでいたということができる。

(2) 印刷費用の請求は、虚偽の申請、または「名義貸し」「トンネル会社」であるとの疑問があるとの点について

富田林市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例によると、作成業者から提出された請求書、請求書に添付されたビラ作成証明書、ビラ作成枚数確認書、当委員会に対し候補者から提出されたビラ作成契約届出書、候補者とビラ作成業者との間で締結された有償契約書の写しを確認する等して、公金支出がなされることになっている（同条例8条、11条）。

ところで、本件公金支出請求をした印刷者の陳述、〇〇氏の陳述、印刷者の追加陳述書、両名から提出された事実証明書等から以下の事実が認められる。

すなわち、本件公金支出請求をした印刷者は、平成31年3月14日、〇〇氏から選挙運動用のビラ、ポスターの印刷を請け負った。その際の契約書の自らの署名・捺印部分は印刷者の了解のもと〇〇氏の代筆・代印であった。その後選挙が終わり、印刷者は、同年4月26日、市選挙管理委員会にビラ・ポスターの作成費用について、同条例に基づいて支払請求をしたが、その請求書の書式も印刷者の了解のもと〇〇氏の代筆・代

印となった。これに対して、市選挙管理委員会は、同年5月28日付けで同条例に基づいて公金を支出し印刷者の指定口座に請求金額と同額を振り込んだ。振込みを受けた印刷者は、同月30日、〇〇氏に連絡して〇〇氏宅に行き同氏と会い、市選挙管理委員会から振り込まれた金額の内引き出したお金から、〇〇氏が印刷費用として立て替えて支払った金額を支払った。

なお、印刷者が、同年6月17日に陳述した内容のうち、「振り込まれたお金を引き出して〇〇氏に支払い、その内から自分としては迷惑料という意味合いでもある報酬（チェック料）を受け取った」との点については疑義が残るが、いずれにしても〇〇氏が印刷費用立て替え分の実費を受け取り、その余は印刷者が報酬（チェック料）として手元に留保した事実は認められる。

以上の事実からして、印刷者以外の者が、虚偽の申請、または「名義貸し」「トンネル会社」などを使って不正に同条例に基づく選挙運動用のビラ及びポスターの作成にかかる費用を取得したものの認定はできないというべきである。

- (3) また、請求人は、〇〇氏のビラ及びポスターの内容について、本市の選挙管理委員会が、「悪質な誹謗中傷行為をしてはならない」との点や、「候補者に関し虚偽の事項を公表してはならない」との点についての法令事項を検討することなく、同条例に基づく選挙運動用ビラ及びポスターの作成にかかる公費支出の手続きを進めたと主張する。

しかし、このうち、前者については、すでに述べたとおり（第2の1（2））、そもそも選挙管理委員会はかかる点について内容をチェックすることはできないというべきであるし、後者については、かかる事実は本件請求の一切資料から確認できない。

- (4) まとめ

以上のとおりであるから、本件請求は、いずれも理由がないと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。